

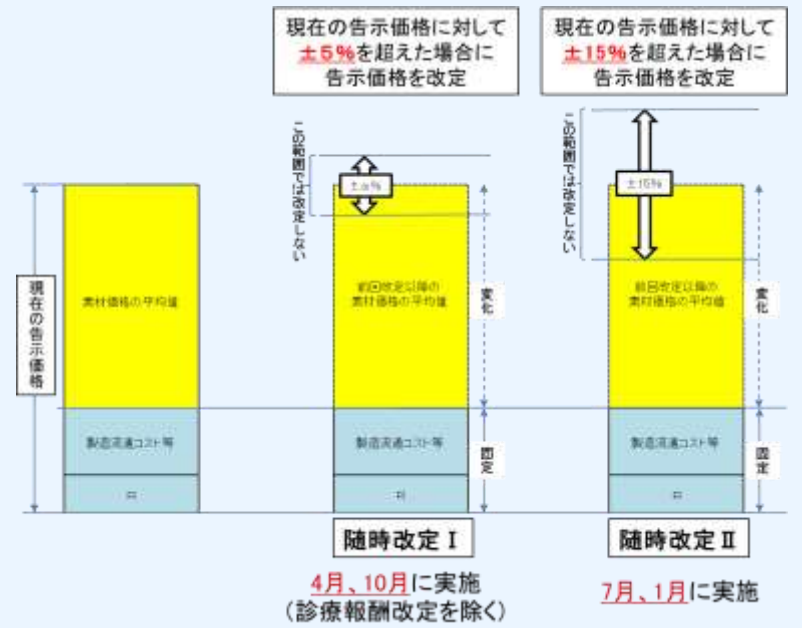
診療報酬改定の後ろ倒しを踏まえた 歯科用貴金属の随時改定について

歯科用貴金属の随時改定の方法の見直し

- ▶ 歯科用貴金属の基準材料価格について、素材価格の変動状況を踏まえ、変動幅に関わらず、素材価格に応じて年4回改定を行うなどの見直しを行う。

現行

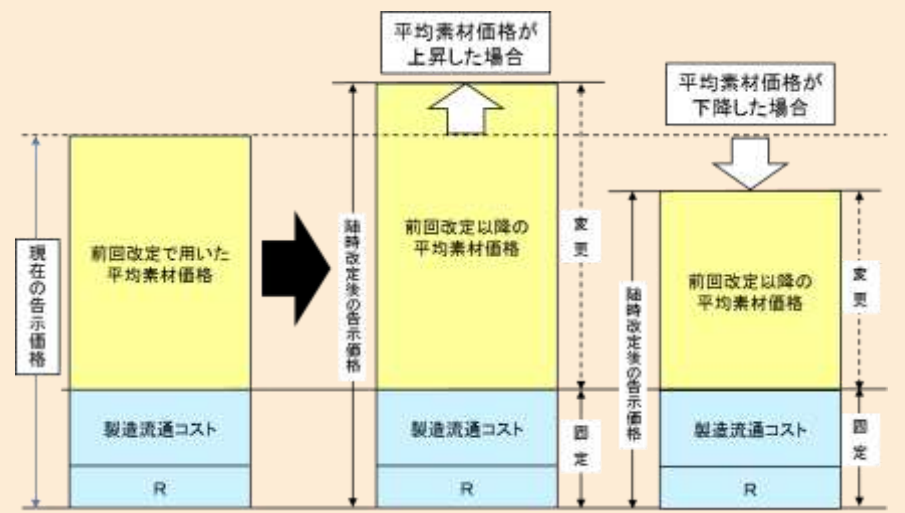
- ▶ 現在の告示価格に対して平均素材価格が一定以上変動した場合に改定



- ▶ 前回改定以降、改定 3 カ月前までの平均素材価格を使用

改定後

- ▶ 変動幅に関わらず、平均素材価格に応じて年4回（4月、7月、10月、1月）に改定



- ▶ 前回改定以降、改定 2 カ月前までの平均素材価格を使用

歯科用貴金属材料の基準材料価格の改定について

- 歯科用貴金属機能区分の基準材料価格は、金、銀、パラジウムの国際価格変動に対応するため、基準材料価格改定の原則にかかわらず、基準材料価格改定の当該月から起算して3月ごと(7月、10月、1月、4月)に随時改定を行う取扱いとなっている。

(第4章 既存機能区分の基準材料価格の改定)

● 第6節 歯科用貴金属材料の基準材料価格改定の特例

診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)の別表第二第2章第12部に規定する特定保険医療材料に係る機能区分のうち、金、銀又はパラジウムを含有するものであって、別表7に定める歯科用貴金属機能区分の基準材料価格については、金、銀又はパラジウムの国際価格変動に対応するため、第1節の規定にかかわらず、基準材料価格改定時及び随時改定時(基準材料価格改定の当該月から起算して3月ごとの時点をいう。以下同じ。)に、別表8に定める算式により算定される額に改定する。

(別表8) 歯科用貴金属機能区分の基準材料価格改定の計算方法

1 基準材料価格改定時における算式

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該機能区分に属する全ての} \\ \text{既収載品の保険医療機関等に} \\ \text{おける平均購入価格(税抜市場実} \\ \text{勢価格の加重平均値)} \end{array} \right) + \text{補正幅} \times [1 + (1 + \text{地方消費税率}) \times \text{消費税率}] + \text{一定幅}$$

補正幅 = X - Y
X = 当該機能区分の基準材料価格の前回改定以降の平均素材価格
Y = 材料価格調査の調査対象月における平均素材価格

2 随時改定時における算式

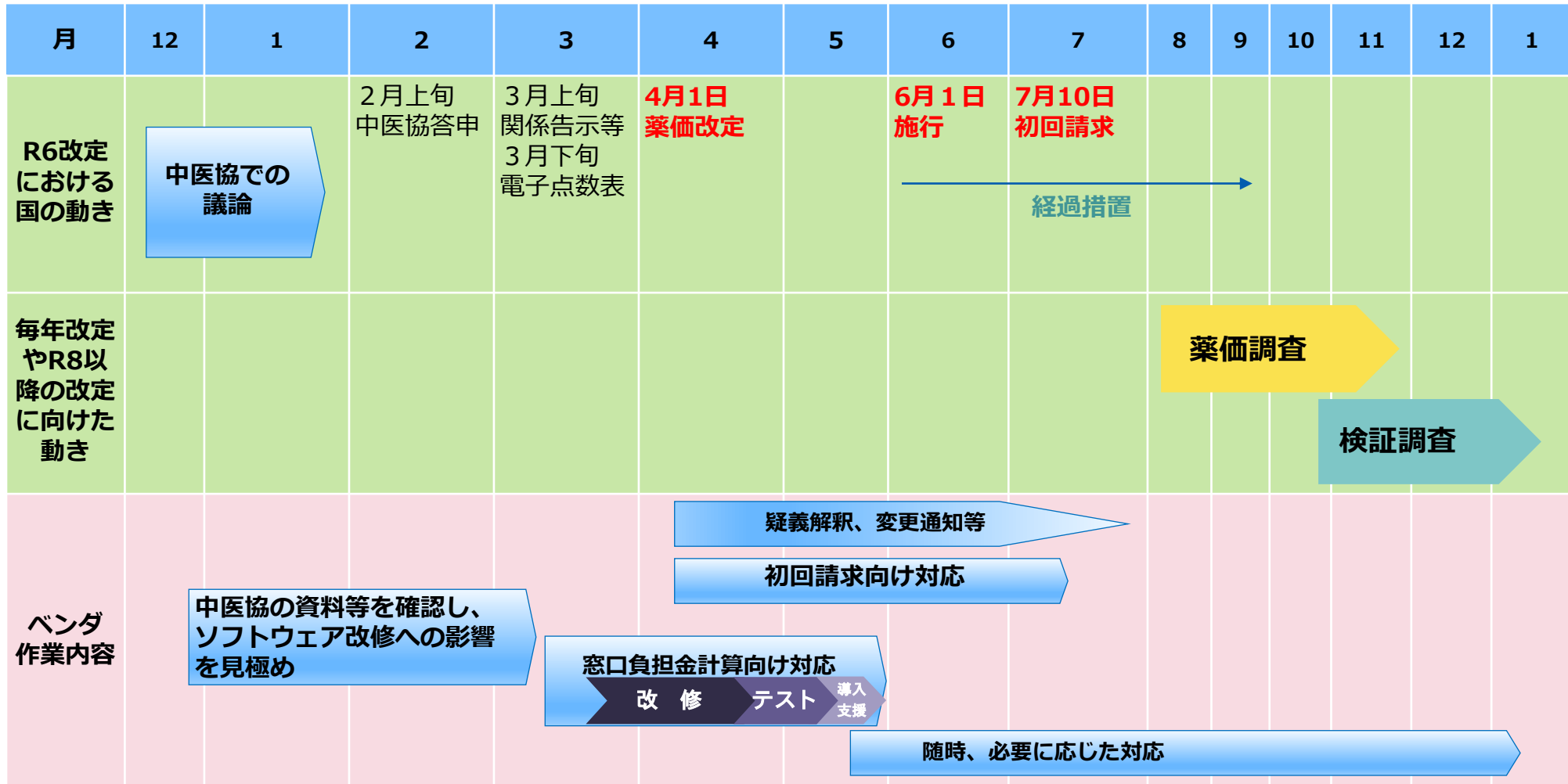
$$\left(\begin{array}{l} \text{当該機能区分に係る随時改定} \\ \text{時前の基準材料価格} \end{array} \right) + \text{補正幅} \times [1 + (1 + \text{地方消費税率}) \times \text{消費税率}] + \text{一定幅}$$

補正幅 = X - Y
X = 当該機能区分の基準材料価格の前回改定以降の平均素材価格
Y = 当該機能区分の前回改定で用いた平均素材価格

診療報酬改定時期を2ヶ月後ろ倒しした場合のスケジュール（案）

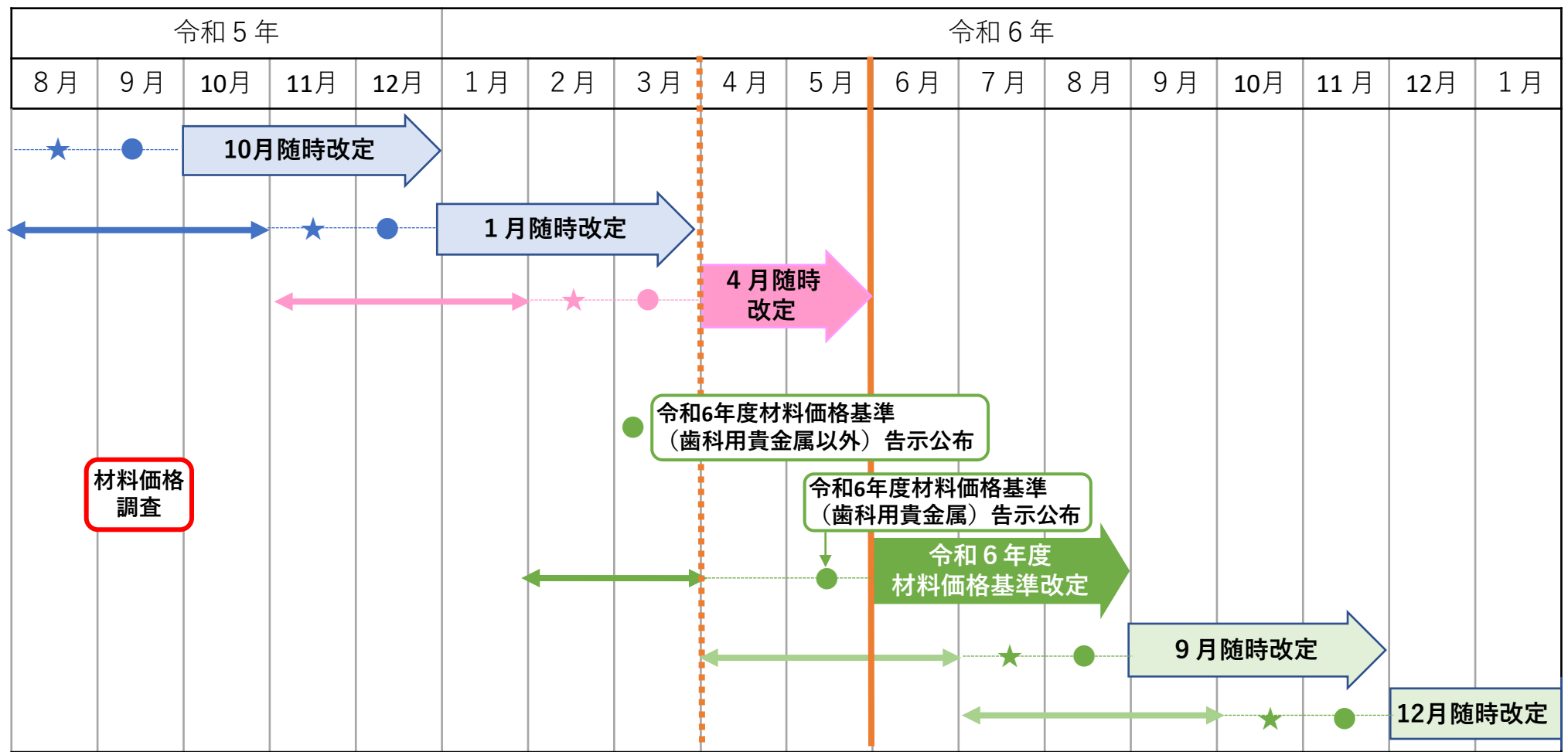
中医協 総-3
5 . 8 . 2

- 施行時期の後ろ倒しにあたっては、総合的な検討が必要とされているところ。
- 毎年薬価改定の観点からは、4月の薬価改定が実施されれば、薬価調査を例年通りに実施することが可能。
- また次期改定に向けては、6月施行の場合、経過措置は9月末を基本とし、年度内の検証調査が実施可能。



基準材料価格改定を6月に行う場合の歯科用貴金属材料価格改定スケジュール（案）

- 令和6年度診療報酬改定が6月1日施行になることに伴い、令和6年1月の随時改定の3月後の令和6年4月に随時改定を行う必要がある。
- 令和6年4月に随時改定を行う場合、令和6年度の歯科用貴金属材料の材料価格基準の計算に用いる素材価格の対象期間は令和6年2月・3月、告示公布は5月となる。



←→ : 令和6年度改定前の随時改定の素材価格対象期間
←→ : 令和6年度改定後の随時改定の素材価格対象期間
←→ : 令和6年度基準材料価格改定の素材価格対象期間
 ★ : 中医協 ● : 告示公布等

改定施行時期の後ろ倒しに伴う歯科用貴金属随時改定の対応に関する論点

背景

- 本年8月2日の中央社会保険医療協議会総会において、診療報酬改定DXの推進に向け、医療機関・薬局等やベンダの集中的な業務負荷を平準化するために、令和6年度診療報酬改定より施行を6月1日(薬価を除く)に後ろ倒しすることについて了解いただいたところ。
- 歯科用貴金属は、診療報酬改定時に材料価格調査の結果を踏まえて行う材料価格基準の改定時(「基準材料価格改定時」と基準材料価格改定から起算して3月ごとに行う随時改定時に、それぞれの算式により算定する額に改めるとされている。(「特定保険医療材料の保険償還価格選定の基準について(保発0209第3号保険局長通知)」)
- 令和6年度診療報酬改定の施行時期後ろ倒しに伴い、令和6年1月の随時改定時から3月後の令和6年4月に随時改定が必要であり、その際の平均素材価格の対象期間は、令和6年2月、3月となる。
- 一方、これまでの診療報酬改定では、4月1日適用の特定保険医療材料(歯科用貴金属材料を含む。)の材料価格基準を改正する告示は、診療報酬改定年の3月に公布している。
- 今回、令和6年4月に歯科用貴金属材料の随時改定を行う場合、6月1日適用の材料価格基準の計算期間が2月・3月となるため、他の特定保険医療材料と同じ3月に歯科用貴金属材料の材料価格基準の改正を行うことができない。



論点

- 歯科用貴金属の素材である金、銀又はパラジウムの国際価格変動を踏まえた対応を行うため、令和6年4月の随時改定を行うとともに、令和6年6月1日適用の歯科用貴金属材料の材料価格基準を改正する告示については、令和6年5月に公布することとしてはどうか。
- 令和6年6月1日施行後の随時改定については、9月・12月・3月・6月に行うこととしてはどうか。